

会員規約

(名称)

第1条

本会の名称は、そらいろラボ(以下「本会」という)とする。

(目的)

第2条

本会は、株式会社バイウィルが実施する「住宅、事業所への太陽光発電設備の導入による CO₂削減事業」の一環として、会員が太陽光発電設備を使用することで削減された温室効果ガス排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(以下「J-クレジット制度」という)実施要綱(平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定)に基づきJ-クレジットとしてJ-クレジット制度認証委員会(J-クレジット制度を管理する経済産業省、環境省、農林水産省が共同で設置した、J-クレジットの認証を行う委員会)より認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、創出されたJ-クレジットを地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(運営・管理)

第3条

本会の運営・管理は株式会社バイウィル(以下「運営・管理者」という)が行う。

第3条の2

運営・管理者はJ-クレジット制度に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員情報の管理・記録
- (2) 会員入会時の内容確認(対象設備の導入時期、他のプログラム型プロジェクトとの会員の重複登録等)
- (3) 排出削減活動リストの作成
- (4) モニタリングの実施(モニタリングデータの収集)
- (5) モニタリング報告値(排出削減量等)の算定
- (6) モニタリング報告書の作成と対応(審査対応等)
- (7) J-クレジット制度事務局への各種申請
- (8) クレジット売買
- (9) クレジット収益の活用
- (10) 会員の退会手続

第3条の3

運営・管理者として必要な事務は株式会社バイウィルにおいて行う。

(会員)

第4条

本規約において、会員とは、本規約に同意の上、運営・管理者に入会を申し込んだ者をいう。

第4条の2

「事業所用の申込会員は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。」

- (1) 事業所等であること（家庭でないこと）。
- (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。
- (8) 太陽光発電設備を利用する事業所等において、常用の自家発電設備を利用していないこと。
- (9) EV 放電サービスなどの、太陽光発電設備での自家消費分を外部に提供するサービスを本会の入会期間中に利用しないこと。
- (10) 人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないように、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、環境基本法、建築基準法、電気事業法、景観法、消防法、労働安全衛生法、地球温暖化対策の推進に関する法律、その他関連法令等を遵守すること。

「家庭用の申込会員」は次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 家庭であること（事業所等でないこと）。
- (2) 太陽光発電設備を設置し、発電された電力の全部又は一部を自家消費していること。
- (3) 太陽光発電設備の稼働開始日（不明な場合は設置日）が、会員規約合意日（入会届提出日）の2年前の日以降であること。
- (4) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された情報を、運営・管理者が使用することに同意すること。
- (5) J-クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、運営・管理者が必要とする場合は提供することに同意すること。
- (6) 太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果=J-クレジット）を運営・管理者へ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを会員が主張できなくなることに同意すること。
- (7) 本会に登録する太陽光発電設備が、他の類似制度及びJ-クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録されていないこと。

- (8) EV 放電サービスなどの、太陽光発電設備での自家消費分を外部に提供するサービスを本会の入会期間中に利用しないこと。
- (9) 人間の健康と安全、自然環境、社会への影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、環境社会配慮を行い持続可能性を確保するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、環境基本法、建築基準法、電気事業法、景観法、消防法、労働安全衛生法、地球温暖化対策の推進に関する法律、その他関連法令等を遵守すること。

第4条の3（反社会的勢力の排除）

会員は、次の各号のいずれにも該当しないこと、並びに将来にわたっても該当しないことを表明し、確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）であること。
- (2) 反社会的勢力を利用するなど、反社会的勢力と関係を有すること。
- (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して脅迫的言動や暴力的行為、または業務を妨害するような不当な要求行為を行うこと。

（J-クレジットの取り扱い）

第5条

会員から運営・管理者へ譲渡されたJ-クレジットは、運営・管理者における地球環境の保全および地球温暖化対策の推進に活用することとする。

（運営・管理者への協力）

第6条

会員は、運営・管理者が求めるときは、次に掲げる全ての事項について同意し、協力しなければならない。

- (1) J-クレジット制度における各種申請に際し、運営・管理者が必要とする情報を提供すること。
- (2) J-クレジットの認証に際し、審査機関が必要に応じて実施する現地調査（太陽光発電設備に関する現地確認等をいう）を受けること。
- (3) その他、本会の運営及び管理に関して必要なこと。

（報告）

第7条

運営・管理者は、次に掲げる事項について、会員に対して運営管理者が定める頻度に基づいて報告することとする。

- (1) J-クレジット制度認証委員会への実績報告及び認証申請の結果について
- (2) J-クレジットの活用用途について

第7条の2

前項の報告は、運営・管理者がウェブサイト上に結果を掲載する方法、または会員へのメール

等による連絡の方法により行うものとする。

(設備の処分等)

第 8 条

会員は、第 11 条に規定する会員資格の有効期間内において、次の各号の一に該当するときは、その旨を運営・管理者に届け出なければならない。

- (1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。
- (2) 太陽光発電設備を処分(売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供すること)しようとするとき。

(退会)

第 9 条

会員は、本会を退会しようとするときは、運営・管理者にその旨を届け出、その承認を得なければならない。

第 9 条の 2

運営・管理者は、会員が次の各号の一に該当するときは、当該会員を退会させることができる。

- (1) 第 4 条第 2 項に掲げる要件を満たしていないとき。
- (2) 前条の届出があったとき。
- (3) 会員の行為が本会の目的に著しく相応しくないと認めるとき。
- (4) 会員が第 4 条の 3 に違反し、反社会的勢力に該当する、又はこれと関係を有することが判明したとき。

(会費)

第 10 条

本会の会費は無料とする。

(会員資格の有効期間)

第 11 条

会員資格の有効期間は、入会日から 8 年間とする。ただし、追加的な設備投資により入会した場合を除き、運営管理者の確認を受けることで、8 年間延長できる。

(個人情報・重要情報等の取扱い)

第 12 条

- (1) 運営・管理者は、あらかじめ会員の同意がある場合、本規約に規定する場合又は法令等に基づく要請がある場合を除き、会員から得られた個人情報、重要情報及びこれらに類する情報を第三者に提供又は開示しないものとする。
- (2) 運営・管理者は、本会の運営に必要な業務を外部の事業者へ委託することができるものとし、この場合、委託業務の遂行に必要な範囲内で、会員の個人情報を当該委託先に提供することができる。
- (3) 前項に基づき個人情報を提供する場合、運営・管理者は、委託先との間で秘密保持義務及び個人情報の適正な安全管理措置に関する契約を締結し、当該委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。
- (4) 本条第 2 項に基づき提供される個人情報の取扱いは、個人情報保護法上の「第三者提供」

に該当しないものとし、委託先は委託業務の目的の範囲内でのみ当該個人情報を利用するものとする。

(委任)

第 13 条

本規約に定めるもののほか、本会の入会に関し必要な事項は運営・管理者が定める。

附 則

1. 本規約は、2023年10月1日から施行する。
2. 制定日・改訂日
 - (1). 2023年9月1日制定
 - (2). 2025年7月16日改訂
 - (3). 2025年8月26日改訂
 - (4). 2026年1月20日改訂